

那須烏山市 新型コロナウイルス感染症 緊急対策資金のご案内

* 那須烏山市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど、業績が悪化している市内の中小企業者の方を対象とした融資制度をご用意していますので、有効にご活用ください。

◇ 融資を受けられる資格

那須烏山市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる方で、法人は商業登記を、個人は住民登録を市内にしており、市税及び水道料金等を滞納していない方で、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者又は協同組合等の方

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が3%以上減少することが見込まれる方
- 2 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく市長の認定（セーフティネット保証4号）を受けた方
- 3 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市長の認定（セーフティネット保証5号）を受けた方
- 4 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市長の認定（危機関連保証）を受けた方

◇ 融資の条件

資金名	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金
資金用途	経営の安定に資する運転資金
限度額	1,000万円
返済期間	5年以内
利率	1.0%
返済方法	一括又は月賦償還（据置期間1年以内）
保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります。 （原則として法人は代表者のみ、個人は不要。）
担保	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります。
その他	ご利用に当たっては、栃木県信用保証協会の保証が必要です。

◇ 信用保証料補助制度

* 信用保証料については、市から補助金が全額交付されます。

裏面もご覧ください

◇ 中小企業者の範囲

業種	資本金	従業員
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※ 融資対象外の業種

・農・林・漁業、金融業・保険業、風俗営業その他これらに類する事業。
 (保険業について、保険媒介代理業及び保険サービス業は融資対象です。)

◇ 申込時に必要な書類等

融資依頼書 (所定の様式)	●
融資斡旋依頼書 (所定の様式)	●
中小企業振興資金融資申込書	●
信用保証料補助申請書	●
最近2期分の決算書 (申込時に決算後6箇月以上経過している場合は最近の試算表)	●
申込者及び連帯保証人の固定資産評価証明書	●
法人の場合：法人登記の登記簿謄本 個人の場合：住民票	●
営業状況確認書	▲
セーフティネット保証4号の認定書写し	▲
セーフティネット保証5号の認定書写し	▲
危機関連保証の認定書写し	▲
その他、市長が必要と認める書類	▲

●…必須、▲…必要に応じて

◇ その他

* 融資申込の際は、市税及び水道料金等に納め忘れがないか必ず確認してください。納め忘れがあると、制度を利用することができません。

◇ 取扱金融機関

金融機関名	住所	電話番号
足利銀行烏山支店	那須烏山市中央2-1-1	0287-83-1134
栃木銀行烏山支店	那須烏山市金井1-8-16	0287-82-3132
烏山信用金庫本店営業部	那須烏山市中央2-4-17	0287-84-1511

融資の申込み・お問い合わせ

【申込み】 直接、取扱金融機関へお申し込みください。

【お問い合わせ】

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ

TEL 0287-83-1115

MAIL shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

